

京都市告示第 1 3 6号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき指定した（平成 2 4 年 3 月 8 日付け京都市告示第 4 3 0 号、令和 4 年 7 月 2 9 日付け京都市告示第 2 7 5 号）以下に掲げる建造物の名称を変更しましたので、告示します。

令和 6 年 4 月 1 7 日

京都市長 松 井 孝 治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
清壽（旧長谷川邸）	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町 2 0 6 番 3
東山堀井邸	京都市東山区本町通五条上る森下町 5 3 6 番

（都市計画局都市景観部景観政策課）